

# 平成29年 春の全国交通安全運動

## 「一人でも ちゃんと守るよ 交通ルール」

### 4月6日(木)～15日(土)

新入学児童等への交通安全指導の重要性や、高齢者が関係する交通事故の多発等、交通事故情勢に対処するため、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、春の全国交通安全運動を展開します。

#### 1. 通学路における安全の確保

- 新学期の始まりにあわせて、改めて子どもと身近な危険箇所について話し合い、通学路と一緒に歩くなど実践的な交通安全指導を実施し、子どもと道路の正しい通行方法を確認しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全を確保するため、通学時間帯における街頭での立哨活動等の安全指導・啓発を行い、地域全体で子どもたちを見守りましょう。

#### 2. 歩行中・自転車乗車中の交通事故防止(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)

- 道路を横断するときは、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。
- 歩行者(特に子どもや高齢者)を見かけたら十分注意し、減速・徐行・一時停止をするなどの思いやり運転に努めましょう。
- 自転車に乗るときは、自動車と同じ交通ルールを遵守し、傘差しやヘッドホンの使用をやめ、「自転車安全利用五則」を徹底しましょう。

#### 3. 後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 運転者はすべての座席で、乗車した人の生命を守る大切な命綱であるシートベルト、チャイルドシートが正しく着用されているかを確認してから発車しましょう。
- シートベルトやチャイルドシートを着用しなかった場合の車外放出などの危険性について、家族で話し合しましょう。

#### 4. 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重大事故に直結する犯罪であることを認識し、地域・家庭・職場等で「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努めましょう。
- 「二日酔い」も飲酒運転になるので、翌日運転の予定があるときは、飲酒量・飲酒時間に気をつけましょう。

#### 《自転車安全利用五則》

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外  | 2. 車道は左側を通行           |
| 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | 4. 安全ルールを守る           |
| 5. 子どもはヘルメットを着用      | ▶ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止     |
|                      | ▶ 夜間はライトを点灯           |
|                      | ▶ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |

#### <実施機関等>

常陸大宮市交通安全対策推進協議会・一般財団法人茨城県交通安全協会大宮地区交通安全協会  
常陸大宮市交通安全母の会連絡協議会・大宮地区安全運転管理者連絡協議会・大宮警察署

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114